

## 白山市長期優良住宅建築等計画認定実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）で使用する用語の例による。

(必要な図書)

第3条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第2条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書
- (2) 第5条第1項に規定する地区計画、建築協定及び景観計画（以下「地区計画等」という。）が定められている区域内である場合にあっては、申請建築物が当該地区計画等で定められている事項に適合していることが明示された図書
- (3) 自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたことを確認するために必要な図書（第6条第2項を適用する場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもって第1項第

2号の図書に代えることができる。

- 3 申請建築物が当該地区計画等に適合する旨の証明書が交付されている場合は、その写しをもって第1項第2号の図書に代えることができる。

(不要な図書)

第4条 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付しているときは、省令第2条第3項の表2に掲げる図書全てについて申請書に添付することを要しない。

(認定基準等)

第5条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定において定められている事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合していること。
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画において定められている事項（建築物の位置、高さ、形態意匠又は材料の制限に限る。）に適合していること。

2 市長は、次に掲げる住宅の建築制限のある区域内において長期優良住宅建築等計画の認定の申請があったときは、原則としてこれを認定しない。ただし、申請建築物が長期にわたり立地されることが許可等により判明している場合は、この限りではない。

- (1) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- (2) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

(災害配慮基準)

第6条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることの基準は、認定を受けて建築をしようとする住宅が次に掲げる区域に建築されるものではないこととする。

- (1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
  - (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
  - (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
  - (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域
- 2 前項の規定にかかわらず、認定を受けて建築をしようとする住宅が次の各号のいずれかに該当する区域に建築されるものである場合は、前項の基準に適合するものとして取り扱う。
- (1) 災害危険区域若しくは急傾斜地崩壊危険区域において急傾斜地崩壊対策工事（公共施行に限る。）が施行された土地の区域
  - (2) 宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している若しくは短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる区域
  - (3) その他市長が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものとするために必要な措置が講じられていると認める区域

#### 附 則

この告示は、令和4年2月20日から施行する。